

社会福祉法人西尾市社会福祉協議会寺津ディサービスセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人西尾市社会福祉協議会が運営する社会福祉法人西尾市社会福祉協議会寺津ディサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)名称 社会福祉法人西尾市社会福祉協議会寺津ディサービスセンター

(2)所在地 西尾市寺津町天王山27番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職種	員数
管理者	1人
生活相談員	1人以上（常勤換算）
介護職員	1人以上（常勤換算）
機能訓練指導員	1人以上

(1)管理者は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2)職員は、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2)営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3)サービス提供時間 午前9時45分から午後4時までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

地域密着型通所介護 10名

(事業の内容及び料金等)

第7条 事業の内容は、事業所において入浴サービス及び食事サービスなど、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うものとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とし、次のものは実費とする。

(1)食事代

(2)おやつ代

(3)おむつ代

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、西尾市の区域とする。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、事業の利用に当たって、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1)体調不調時には、申し出ること。

(2)その他事業の利用に当たって心身に影響を及ぼすおそれのある状態のときは、申し出ること。

(3)他の利用者の迷惑になるような行為をしないこと。

(4)その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(緊急時・事故発生時等における対応方法)

第10条 職員は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変その他緊急事態・事故が生じたときは、速やかに主治医・家族等に連絡するとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害時の対策)

第11条 非常災害等緊急事態が発生した場合、職員はいかなる理由を問わず利用者を最優先に指定された場所へ避難させ、確実に保護するとともに、被害を最小限度にとどめるよう活動すること。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1)虐待防止委員会を年1回以上開催するとともに、その結果について介護職員等に周知徹底を図る。

(2)虐待防止のための指針を整備する。

(3)虐待を防止するための研修を年1回以上実施する。

(4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所介護職員等又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを西尾市に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1)採用時研修 採用後2か月以内

(2)継続研修 年2回

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人西尾市社会福祉協議会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 8 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。